

令和5年3月20日

工事受注者各位

財 務 部 契 約 課  
(担当 工事契約係)

### 工事請負契約における請負代金内訳書の提出について

市発注工事における、社会保険料等の未加入対策の一環として、工事受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとするので、周知くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 対象工事

令和5年4月1日以降に請負契約を締結する、約款適用の全工事。

##### 2 実施方法

- ・契約締結後5日以内に、法定福利費を明示した請負代金内訳書を工事担当課に提出してください。
- ・請負代金内訳書の様式は任意ですが、法定福利費（工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業者負担額）を必ず記載してください。

##### 3 その他

請負代金内訳書による法定福利費の金額が、市が算出した額に比べて著しく低い場合、金額の妥当性について確認を行います。

※国土交通省において、法定福利費の明示に関し必要な情報が明記されているので、これらを参考の上、適切な方法で算出してください。

- ・【資料1】法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順
- ・【資料2】法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）
- ・【参考例1】請負代金内訳書（営繕工事以外）
- ・【参考例2】請負代金内訳書（営繕工事）

## 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

### 1. 法定福利費を内訳明示した見積書とは

建設産業では、公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、関係者を挙げて社会保険等未加入対策に取り組んでいます。

社会保険等未加入対策を進めていく中では法定福利費の確保が重要ですが、これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。

法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）とは、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、社会保険等の加入に必要な金額をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

### 2. 内訳明示する法定福利費の算出方法

#### (1) 内訳明示する法定福利費の範囲

法定福利費（社会保険料）といった場合、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料、労災保険料がありますが、見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分です。

標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等について

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金※	雇用保険料	労災保険料※
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

※ 事業主が全額負担（本人負担なし）

- 内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としていますが、各社が個別に表中の『×』の部分の内訳明示しても構いません。その場合、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要があります。（例えば、「法定福利費は、××保険料の本人負担分も含んでいます。」など）

## (2) 法定福利費の基本的な算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

## (3) その他の算出方法

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

法定福利費の算出方法としては、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することも考えられます。

この方法は、その性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用することが適当です。

## (4) 適用する保険料率の考え方

保険料率の種類	保険料率の入手先	備考
健康保険料率  (介護保険料率)	・協会けんぽのウェブサイト 等  (個別に健康保険組合に加入している場合は、別途組合に問合せ)	(協会けんぽに加入の場合) 都道府県単位の保険料率  加入率(40～64歳の被保険者割合)を加味する
厚生年金保険料率  (児童手当拠出金)	・日本年金機構のウェブサイト 等  (厚生年金基金に加入している場合は、別途基金に問合せ)	—
雇用保険料率	・厚生労働省のウェブサイト 等	「建設の事業」の料率を用いる

### ○健康保険の保険料率

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)や健康保険組合の保険料率を用います。(協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。)

また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、**介護保険の対象者は、基本的に 40 歳から 64 歳までの方のみ**ですので、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、介護保険の対象となる 40 歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難です。

そのため、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況（被保険者全体に占める 40～64 歳の割合）を勘案して設定する方法等が考えられます。

#### (参考) 介護保険料の算定に使用する保険料率の考え方

＝ 協会けんぽの介護保険料率 × 1/2(事業主負担) × 加入率(40～64 歳の被保険者割合\*)

\*協会けんぽウェブサイトの被保険者数及び被扶養者の年齢構成割合より

#### ○厚生年金保険（児童手当拠出金含む）の保険料率

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。）

また、児童手当拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

#### ○雇用保険の保険料率

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。

#### (5) 健康保険、厚生年金保険の適用除外者であるものの取扱い

常時使用する労働者が 5 人未満の個人事業所（支所）や一人親方などは、健康保険、厚生年金保険に加入する義務のない、いわゆる『適用除外』となります。そのため、各保険の**事業主負担は発生しません。**

したがって、**適用除外となっている現場作業員の法定福利費**については、**内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。**

実際には見積段階で適用除外となる作業員の方を把握することは、実務上、難しいと思いますので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として健康保険・厚生年金保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。その後、元請企業（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

(6) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成例

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××  
○○ 株式会社

見積金額 L (消費税込)

事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費			A
	労務費			B
	経費(法定福利費を除く)			C
	小計			D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
雇用保険料	B	p	E・・・B×p	
健康保険料	B	q	F・・・B×q	
介護保険料	B	r	G・・・B×r	
厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	s	H・・・B×s	
合計	B	t	I・・・B×t	I
小計				J=D+I
消費税等				K=J×8%
合計				L=J+K

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

事業主負担分の法定福利費を明示する。

法定福利費も消費税の対象になる。

## ※ 標準見積書作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法の場合〕 = 労務費総額 × 法定保険料率

〔算出手順例〕

1. 労務費総額（B）を各個社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額（B）に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出（E, F, G, H）。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率（保険料率の2分の1）に「被保険者となる40歳以上64歳以下の割合（52.9%、協会けんぽH25年度の場合）」を乗じた比率とする

【協会けんぽの場合】

$$\text{介護保険料率の算式} = 1.58\% \times 1/2 \times 52.9\% = \underline{0.418\% (r)}$$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出  
( $I = E + F + G + H$  または  $B \times t$ )
4. 小計額（J）を算出。
5. 消費税（K）を算出。
6. 合計（L）を算出し、見積金額として計上。

### 3. 法定福利費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出しなければならないのでしょうか？

- A. 内訳明示する法定福利費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに自社の施工実績等に基づいて算定するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出する必要はありません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が法定福利費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書の様式を使用しなければならないのでしょうか？

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書の活用は、必要な法定福利費を確保することを目的としていますので、法定福利費の内訳が明示されていれば、自社または注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にしていただくためのものです。

**Q. 法定福利費も消費税の対象となるのでしょうか？**

A. 対象となります。

**Q. 法定福利費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務なのでしょうか？**

A. 社会保険等への加入を徹底していくためには、主に技能労働者等を雇用している下請企業が必要な法定福利費を確保していくことが重要です。そのため、見積りに当たっては従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で業種の特性等に応じて、法定福利費を内訳明示した見積書が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして法定福利費が内訳明示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進しているところです。

この取組については、見積書を提出する際に法定福利費を内訳明示することを直接的に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

また、社会保険の加入促進に向けて重要な取組であることから、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、法定福利費の適正な確保のために、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に提出する取組が行われているところであり、これを提出する環境づくりが必要であることなど、元請企業及び下請企業が具体的に取り組むべき事項を定め、更なる普及・定着に向けた環境整備を行っております。

**Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのでしょうか。**

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、下請企業に工事を発注するか決まっていないことが多くあります。また、見積書では、注文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、ど

れくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算しており、外注費（下請代金）そのものが項目として計上されているわけではありません。

したがって、自社が作成する見積書そのものに含まれる『工賃』を基本に法定福利費を算出すれば、下請代金に含まれる法定福利費も含まれているものと考えられます。

**Q. 下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違う場合、適用する保険料率ほどの保険のものにすればいいのでしょうか？**

- A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成する必要がありますが、自社及び下請企業が加入する保険が必ずしも同じであるとは限りません。

この際、内訳明示する法定福利費を算出するために使用する保険料率は、それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用するといったことが考えられます。要は、法定福利費を支払う側である注文者が納得のできる合理的な内容であれば問題ありません。

**Q. 見積金額には元々、法定福利費が適正に含まれており、必要な保険にもきちんと加入しているのだが、それでも法定福利費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか。**

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし、社会保険等への加入を促進するためには加入に必要な法定福利費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、平成27年4月1日付で改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容として、「元請負人は、(中略) 下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」こと、あるいは「下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保する」ことを明記する等、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、法定福利費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。



法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましょう！

# 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順 (簡易版)

(平成28年度実施『法定福利費セミナー』教材より作成)

平成29年2月28日

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

## 目次

はじめに	「法定福利費を内訳明示した見積書」とは・・・・・・・・・・ P 1
作成手順	法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順・・・・・・・・・・ P 2
	0 見積書に記載する内訳を確認する・・・・・・・・・・ P 3
	1 工事ごとの労務費を算出する・・・・・・・・・・ P 3
	2 労務費をもとに法定福利費を算出する・・・・・・・・・・ P 5
	3 見積書に法定福利費を明示する・・・・・・・・・・ P 6
参考	1 工事ごとにかかる法定福利費の計算例・・・・・・・・・・ P 7
	2 よくある質問・・・・・・・・・・ P 8
	3 下請指導ガイドラインの関係する記述・・・・・・・・・・ P 8
最後に	もっと詳しい情報について・・・・・・・・・・ P 9



# 「法定福利費を内訳明示した見積書」とは

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の目的

- 現場作業員の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中で確保する必要があります。
- このため、見積書の中に法定福利費を明示し、元下間で必要な法定福利費の確保に繋がります。

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用

- 平成25年9月に、国土交通省・厚生労働省や建設業団体により構成される「社会保険未加入対策推進協議会」で申し合わせがされ、業界全体の取組として見積書の活用が開始されました。
- 国土交通省としても、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」などで、法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重を要求しています。

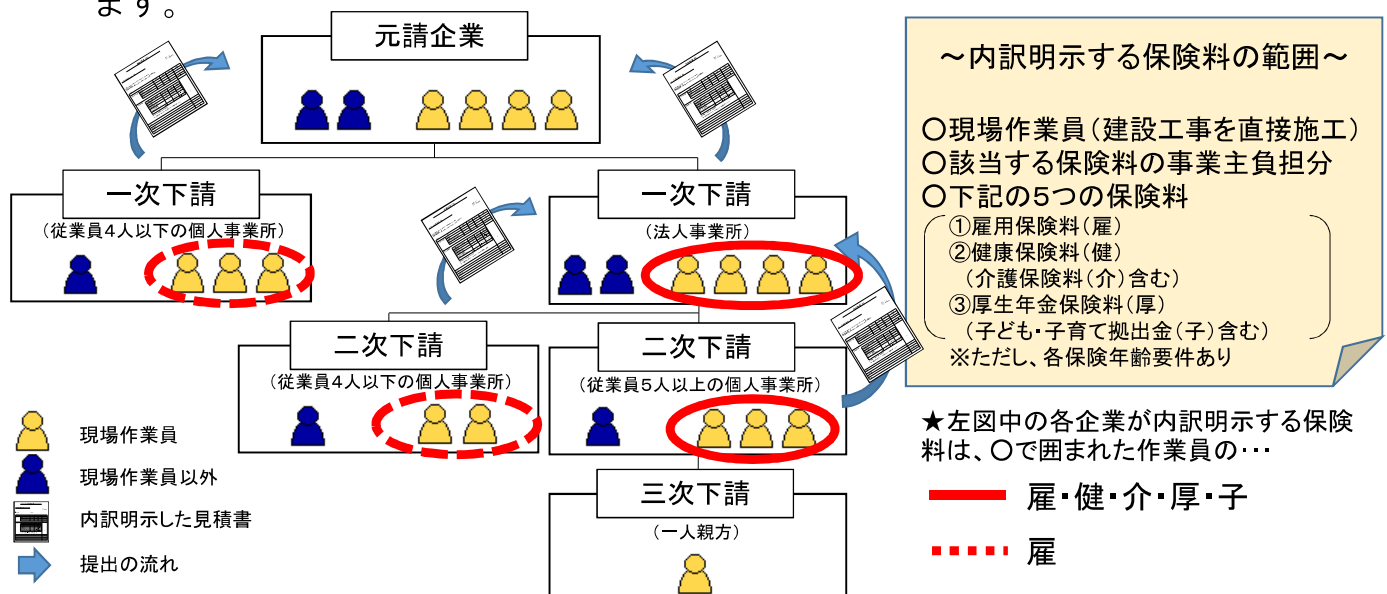
## 従来の見積書の違い

- 従来の取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。
- そこで、従来の総額による見積書ではなく、法定福利費を内訳明示して見積金額を計上することとしています。

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の作成

### 内訳明示する「法定福利費」とは

- 法定福利費とは、法律上の支払義務がある社会保険料の事業主負担分を指します。



### 工事ごとの労務費をもとに、必要な法定福利費を算出する

- 社会保険料は、保険に加入する労働者の賃金をもとに、支払わなければならない額が決まります。
- 工事ごとに現場作業員の労務費が発生するのとあわせ、工事ごとに法定福利費を算出します。

## 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

## 0 見積書に記載する内訳を確認する

見積書を構成する要素としては、主に材料費、労務費、一般管理費などがありますが、法定福利費の算出には「現場労務費」の算出が必要です

## 1 工事ごとの労務費を算出する

工事に係る労務費は、企業ごとの実態に応じた方法で算出します  
純粋に労務費を積み上げて見積りをとっていない場合は、以下の方法があります

- ・数量ごとに歩掛かりで労務費の額を計算
- ・工事全体の標準的な労務費比率を用いて労務費の額を計算

## 2 労務費をもとに法定福利費を算出する

法定福利費を算出するには、労務費に、対象となる社会保険の法定保険料率を乗じることが必要です

## 3 見積書に法定福利費を明示する

見積書には、見積工事費総額だけでなく、法定福利費額を記載します

## 法定福利費を内訳明示した見積書の作成にあたって

## 基本 法定福利費の算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{① 労務費} \times \text{② 対象となる保険の料率}$$

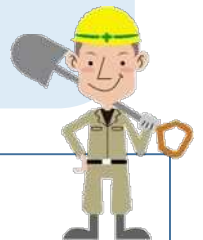
(ポイント)

- ① 見積り段階での労務費の算出の方法
  - (工事に必要な人工数等がわかる場合) 人工数を用いる ⇒P3
  - (工事価格に占める労務費の割合がわかる場合) 労務費比率を用いる ⇒P4
  - (労務費算出が困難) ⇒下記Tips(その他の算出方法)
- ② 法定保険料率の把握 ⇒P5

## Tips その他の算出方法

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{or} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

- 自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合等をあらかじめ算出し、個別工事ごとの簡便な算出に用いる方法
- 工事費の増減等が労務費と比例している工事について使用することが適当



## 0. 見積書に記載する内訳を確認する

材料費、労務費や経費（一般管理費等）などを、工事業種や各企業の実情に合わせて算出します。

見積りの内訳	
項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費 (法定福利費除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②)×10%	65,000円
小計	715,000円

	数量	m <sup>2</sup> 単価	合計
① 材料費	200	1,000円	200,000円

② 労務費  
→ 詳しくは次項以降

③ 経費  
(材料費 200,000円 + 労務費 450,000円) × 10%

経費の%の判断基準は、  
 ○過去の実績に基づく経験値  
 ○各専門工事業団体毎に公表している標準見積書の%  
 など(下請)各社の妥当かつ適切なものによります。

ここでは、例として10%としているが、  
 企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

## 1. 工事ごとの労務費を算出する

- 労務費総額は、企業ごとに工事内容等に応じた適切な方法で算出します。
- 例えば、以下のような方法が考えられます。

工事内容毎に必要な人工数がわかれば、人工数と平均的な賃金を用いて労務費を算出します。

工事の種類	所要人工数 (A)	平均日額 (B)	労務費 (A)×(B)
作業1	5	10,000円	50,000円
作業2	20	20,000円	400,000円
労務費総額			450,000円

## 歩掛りを用いて人工数を計算する方法

工事数量に標準的な歩掛りを用いて人工数を計算し、単価に応じて労務費を算出します。

工事数量 (A)	歩掛り (B)	所要人工数 (C)=(A)÷(B)	平均日額 (D)	労務費 (C)×(D)
200	8	25	18,000円	450,000円

自社で過去の実績値があり、工事の性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している場合などには平均的な労務費の比率を用いる方法も有効です。

### 平均的な労務費の比率を用いる方法

工事業種、各企業の実情に合わせて工事価格を見積もります。

工事名称	数量	工事価格 (A)
〇〇工事	一式	1,000,000円



工事価格に対し、工事業種や各企業の実情に合わせた、平均的な労務費比率を乗じて、労務費を算出します。

工事価格 (A)	平均的な労務費比率(※1) (B)	労務費 (A)×(B)
1,000,000円	25%	250,000円

ここでは、例として25%としているが、企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

(※1) 労務費比率は、各企業において過去の経験や実績などに応じて適正に算出するか、各専門工事業団体の作成する標準見積書の数値を使用する。  
業種や企業によって率は異なるものであり、労災保険料算定時に用いる労務費比率と必ずしも一致しない。

### (参考)

- 労務費を算出する方法については、各工事の実態に応じ、適した方法で行います。
- 各専門工事業団体に、業種の実態に応じた「標準見積書」を作成していますが、歩掛かりや労務費の比率を用いる方法を以下の団体で採用しています。作成にあたってご参照下さい。

以下に挙げる業種以外にも、それぞれの業種に応じて標準見積書を公表していますので、見積書の作成にあたってご参照下さい。

#### 歩掛りを用いる方法

塗装、マスチック、左官、鉄筋、造園、室内、保温保冷、躯体、型枠、ダクト、運動施設、解体、インテリア、在来工法住宅、フローリング、あと施工アンカー

#### 平均的な労務費の比率を用いる方法

管、空調衛生、左官、サッシ、カーテンウォール・防火開口部、電設、シャッター・ドア、板硝子、マンション計画修繕施工

※業種ごとの労務費の比率についても、各標準見積書をご覧下さい



(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

### 各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。

→ 国土交通省HP: 「標準見積書」で検索

## 2. 労務費をもとに法定福利費を算出する

労務費総額に保険料率を乗じて、法定福利費を算出する。

法定保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	用いる料率(A) (※1)	対象金額 (B)	法定福利費 (A) × (B)
雇用保険料	0.9%	同 左	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	同 左	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%	0.79% × 53.5% (※2)	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	同 左	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	同 左	450,000円	900円
合計	15.961%	15.591%		70,170円

※この表にある法定保険料率は平成29年2月時点。健康保険料率は協会けんぽ(東京)を用いた。

(※1) 見積時に適用対象となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出する。ここではすべての労働者が適用対象としている。(わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とする。)

(※2) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、法定保険料率にその割合を掛け合わせる。あらかじめ対象人数がわかる場合は、その割合を使用することが望ましい。(例:10人中7人が40~64歳の場合は0.79% × 7/10)  
この例では、見積時に具体的な対象者の人数がわかっていないため、協会けんぽの被保険者全体に占める40~64歳の割合(53.5%)を用いている。

### 法定保険料率の調べ方

○ 法定保険料率は、それぞれ当局のホームページでご確認下さい

雇用保険

→ 厚生労働省HP  
「雇用保険 保険料率」で検索

健康保険&介護保険

→ 全国健康保険協会HP  
「健康保険 保険料額表」で検索

厚生年金保険&  
子ども・子育て拠出金

→ 日本年金機構HP  
「厚生年金 保険料額表」で検索

### 社会保険の適用関係

○ 事業所の形態や労働者数により、社会保険の適用は異なります。

○ 適用対象(内訳明示の対象)となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出します。(わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とします。)

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

□ : 事業主負担あり

■ : 個人で加入(事業主負担なし)

※年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※国民健康保険組合は、保険料の事業主負担がある場合/ない場合がある。

### 3. 見積書に法定福利費を明示する（例）

具体的に労務費が算出できる場合

**御見積書**

◇◇建設株式会社 殿

**見積金額 ￥847,983** … (ア)+(イ)+(ウ)

項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費(法定福利費を除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②)×10%	65,000円
小計	715,000円 … (ア)

**【法定福利費（事業主負担分）】**

保険料の種類	保険料率 (事業主負担分)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料	0.9%	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%×53.5%	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	450,000円	900円
合計	—	—	70,170円 … (イ)

**【消費税】**

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金額
785,170円 ((ア)+(イ))	8%	62,813円 … (ウ)

法定福利費を含む

労務費比率を用いた場合

**御見積書**

△△建設株式会社 殿

**見積金額 ￥1,122,120** … (ア)+(イ)+(ウ)

**【工事価格】**

工事名称	数量	金額
〇〇工事	一式	1,000,000円 … (ア)

**【法定福利費（事業主負担分）】**

工事価格	平均的な 労務費比率	平均的な 保険料率 (事業主負担分)	法定福利費 (事業主負担分)
1,000,000円	25%	15.6%	39,000円 … (イ)

**【消費税】**

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金額
1,039,000円 ((ア)+(イ))	8%	83,120円 … (ウ)

法定福利費を含まない

保険料率の合計

法定福利費を含む

# 工事ごとにかかる法定福利費の計算例

- 法定福利費は、作業員の年齢やその他条件により異なります。イメージを掴んでいただくため、細かく計算した場合の例を示します。
- 実際の見積時にはここまで詳細な情報がわからない場合が多いと思われるため、P2～P6の作成手順を参考にしてください。

**問**

ある下請X社が仕事を請け負い、X社の労働者A～Eと下請Fで工事を行うこととなり、その工事に係る賃金等を以下のようにした場合に、X社が負担することになる法定福利費の額を計算する。

	人工数	単価	合計	備考
A職長	6	20,000円	120,000円	42歳
B作業員	5	18,000円	90,000円	45歳
C作業員	5	17,000円	85,000円	30歳
D作業員	5	15,000円	75,000円	65歳
E作業員	4	15,000円	60,000円	47歳、建設国保*
F作業員			100,000円	一人親方

\* E作業員は、健康保険適用除外の承認を受けて、事業主負担のない建設国保（国民健康保険組合）に加入しているとする。

**Check Point**

- ・作業員の年齢による保険料の有無
- ・事業主負担の有無



**Tips**

**【国民健康保険組合について】**

従前から建設国保等の国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際や常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、年金事務所に必要な手続き（健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものとして扱われる。  
ただし、雇用保険及び厚生年金保険への加入の義務は生ずる。

**計算例**

① 従事する作業員がわかっているため、保険毎に対象者を決定する

② ①で割り当てた対象者の労務費を合算し、保険毎の対象金額を決定する

③ 各保険料率に②で求めた金額を乗じて法定福利費を求める

保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	対象者 (職長、作業員)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料(※1)	0.9%	A、B、C、E	355,000円 (120,000+90,000+85,000+60,000)	3,195円
健康保険料(東京)	4.98%	A、B、C、D	370,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000)	18,426円
介護保険料(※2)	0.79%	A、B	210,000円 (120,000+90,000)	1,659円
厚生年金保険料	9.091%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	39,091円
子ども・子育て拠出金	0.2%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	860円
合計	—	—	—	63,231円

- (※1) 雇用保険料は64歳以上の支払いが免除されるため、D作業員分は負担なし。  
(4月1日時点で64歳以上の被保険者は保険料免除。ただし、加入義務は65歳以上も生ずる。)
- (※2) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、C作業員分及びD作業員分は負担なし。
- (※) E作業員は事業主負担のない建設国保に加入しているため、健康保険料・介護保険料について事業主負担なし。
- (※) F作業員の一人親方は雇用ではなく請負の関係にあるため、全部の保険料について事業主負担なし。



## 参考2

### よくある質問

#### 【法定福利費を内訳明示した見積書について】

##### Q. 介護保険料はどのように計算するのか？

A. 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合(被保険者全体に占める40～64歳の者の割合)を用いる方法が考えられます。最新(H27年度)の数値は53.5%です。

##### Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

A. 内訳明示する法定福利費分は請負金額の内訳なので、消費税の対象となります。

##### Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成して下さい。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

##### Q. 適用除外となる労働者の法定福利費の扱いは？

A. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の適用とされない労働者については、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。(例えば、常用労働者が1～4人の個人事業所では、原則雇用保険の法定福利費のみ内訳明示します。) なお、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。その後、元請企業と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

## 参考3

### 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」 における法定福利費に関する記述（概要）

#### 元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- ・標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかける（見積条件に明示）

#### 下請企業（再下請負の場合も同様）

- ・自らが負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出

#### 元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- ・下請企業から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映する

- ・下請企業の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用(材料費など)で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある

### 各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

- 法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。
- 業種の特性等に応じた見積書となっていますので、作成の際に参照下さい。

→ 国土交通省HP: 「標準見積書」で検索

### 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」詳細版(国交省)

- 国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。
- 業種等に関わらず、見積書の標準的な作成手順を示しています。

→ 国土交通省HP: 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

### 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

- 建設業における社会保険の加入についての建設企業の取組指針です。
- 「法定福利費を内訳明示した見積書」についても記載しております。(詳しくは前項「参考3」を参照。)

→ 国土交通省HP: 「社会保険 下請指導ガイドライン」で検索

### 社会保険労務士による「電話相談窓口」

- 社会保険労務士が、社会保険制度等について電話で専門的な相談に対応します。
- 全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会にご協力をいただき、無料の電話相談窓口を設置しています。

→ 国土交通省HP: 「社会保険労務士 相談窓口」で検索

(参考) 請負代金内訳書様式例 (営繕工事以外)

# 【参考例 1】

(元号) ○年 ○月 ○日

## 記載例

新潟市長 ○○ ○○ 様

提出日を記入する。

契約書に記載する発注者名を記入する。

受注者 商号又は名称 株式会社○○建設

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

## 請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名 ○○第○○○号 ○○○○○○工事

工 事 場 所 新潟市○○区○○地内

契約年月日 (元号) ○年 ○月 ○日

工 期 (元号) ○年 ○月 ○日 から (元号) ○年 ○月 ○日 まで

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額
道路改良					式	1		
	道路土工				式	1		38,161,520
		掘削工			m <sup>3</sup>	35,010		30,353,700
			土砂掘削		m <sup>3</sup>	24,100		12,989,900
			軟岩掘削		m <sup>3</sup>	9,260		11,852,800
			硬岩掘削		m <sup>3</sup>	1,650		5,511,000
		路体盛土工			m <sup>3</sup>	34,730		7,807,820
			流用土路体		m <sup>3</sup>	22,020		4,602,180
			発生土路体		m <sup>3</sup>	10,650		2,641,200
			採取土路体		m <sup>3</sup>	2,060		564,440
	法面工				m <sup>2</sup>	9,150		5,352,750
		植生工			m <sup>2</sup>	9,150		5,352,750
			種子吹付		m <sup>2</sup>	9,150		5,352,750
	舗装工				m <sup>2</sup>	16,770		20,274,930
		アスファルト舗装工			m <sup>2</sup>	16,770		20,274,930
			下層路盤工	t=30cm	m <sup>2</sup>	16,770		20,274,930
	石・ブロック積(張)工				式	1		5,688,580
		ブロック積工			式	1		5,688,580
			コンクリートブロック積み		式	1		5,688,580
	小型水路工				式	1		14,850,150
		管(函)渠工			m	20		7,393,000
			管(函)渠型側溝	3m×3.5m	m	20		7,393,000
		側溝工			m	647		7,457,150
			プレキャストU型側溝		m	647		7,457,150
直接工事費					式	1		84,327,930
	共通仮設費				式	1		12,311,000
		運搬費			式	1		1,982,000

		準備費			式	1		2,005,000
		仮設費			式	1		1,026,000
		事業損失防止施設費			式	1		450,000
		安全費			式	1		1,766,000
		役務費			式	1		636,000
		技術管理費			式	1		1,109,000
		営繕費			式	1		3,337,000
純工事費					式	1		96,638,930
	現場管理費				式	1		12,591,000
工事原価					式	1		109,279,000
	一般管理費等				式	1		12,591,000
工事価格					式	1		121,870,000
消費税相当額					式	1		12,187,000
工事費計					式	1		134,057,000

(注)1に掲げる項目について該当する項目を記載する。

現場労働者に関する社会保険等の事業主負担額(法定福利費)を記載する。

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

4,521,377

円

- (注) 1 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入すること。  
 2 本様式は参考として例示するものであり、適宜変更して差し支えない。

(元号) 〇年 〇月 〇日

記載例

新潟市長 〇〇 〇〇 様

提出日を記入する。

契約書に記載する発注者名を記入する。

受注者 商号又は名称 株式会社〇〇建設

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名 〇〇第〇〇号 〇〇〇〇〇〇工事

工 事 場 所 新潟市〇〇区大字〇〇地内

契約年月日 (元号) 〇年 〇月 〇日

工 期 (元号) 〇年 〇月 〇日 から (元号) 〇年 〇月 〇日 まで

工事別	種 目	科 目	中科目	規 格	単 位	員 数	金 額
建築工事							
	庁舎				式	1	165,169,685
		直接仮設			式	1	7,313,800
		土工			式	1	23,265,025
		地業			式	1	395,836
		コンクリート			式	1	15,700,553
		型枠			式	1	17,292,397
		鉄筋			式	1	13,350,138
		鉄骨			式	1	4,730,145
		既製コンクリート			式	1	957,402
		防水			式	1	3,632,152
		石			式	1	2,634,231
		タイル			式	1	9,937,973
		木工			式	1	4,345,543
		金属			式	1	12,656,937
		左官			式	1	2,372,177
		建具			式	1	14,398,840
			木製建具		式	1	2,414,010
			金属建具		式	1	11,984,830
		ガラス			式	1	2,096,157
		塗装・吹付			式	1	1,336,281
		内塗装			式	1	12,923,750
			内部		式	1	11,124,177
			外部		式	1	17,899,573

		仕上ユニット			式	1		13,197,887
		その他			式	1		2,632,461
	舗装				式	1		12,134,641
		アスファルト舗装			式	1		2,539,591
		コンクリート舗装			式	1		9,595,050
	とりこわし				式	1		4,996,758
		庁舎とりこわし			式	1		4,996,758
直接工事費					式	1		182,301,084
共通費								
	共通仮設費				式	1		10,026,000
	現場経費				式	1		19,232,708
	一般管理費等				式	1		21,140,208
共通費計					式	1		50,398,916
工事価格					式	1		232,700,000
消費税相当額					式	1		23,270,000
工事費計					式	1		255,970,000

現場労働者に関する社会保険等の事業主負担額(法定福利費)を記載する。

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

11,635,000

円

(注) 本様式は参考として例示するものであり、適宜変更して差し支えない。